

甲州市B&G海洋センター指定管理者候補選定基準表

選定基準		審査区分	審査項目	配点	
資格審査	指定管理者としての適格性	欠格条項	審査時点で欠格条項に抵触する場合及び指定管理開始時に明らかに欠格事項に抵触すると認められる場合は失格		
		書類審査	申請書類に不備及び虚偽記載がある場合は失格		
	住民の平等利用の確保	住民の平等利用の確保	計画において住民の平等利用の確保に支障がある場合は失格		
	安定した能力の保持	応募の動機	・応募した動機、意欲		
組織能力・労働条件		・管理運営の実施体制及び組織 (管理運営体制、人材育成・研修体制、法令遵守等) ・職員の処遇・労働条件の状況	20		
財務能力・運営実績		・団体の財務状況の健全性 ・類似施設及び類似業務の運営実績	20		
提案審査	施設効果及び住民サービスの向上 (提案点)	基本方針	・施設の管理運営の基本的な考え方 ・指定期間における目標指標の達成の可能性	20	140
		利用者サービスの向上	・セルフモニタリングの方法についての考え方 (利用者ニーズの把握・実現方法、苦情への対応等)	20	
			・サービスの向上策 ・施設の利用条件の考え方 ・施設の利用促進策(利用拡大の取組み、広報計画等)	20	
			・自主事業、新規事業の内容	10	
	施設の維持管理計画	・施設の維持管理の考え方(修繕等の考え方) ・外部委託の考え方(清掃業務委託等の計画)	20		
	危機管理対策等	・安全対策や緊急時の対応(危機管理、安全管理、緊急対応、防犯・防災対策等) ・個人情報の取扱いの考え方(個人情報保護)	20		
	地域等との協同・連携	・地元での雇用確保 ・地域振興、活性化への配慮 ・地域、関係機関、ボランティア等との連携	30		
経費の縮減 (価格点)	収支計画	・収支計画の実現性	20	60	
		・経費削減の方策 ・利益処分計画	10		
	指定管理料	・指定管理料の配点× $\frac{\text{市基準額}-\text{当該者提案額}}{\text{市基準額}-\text{最低提案額}}$	30		
合計				250	

※1 採点基準(配点): 10点の場合、【特に優れている・10点】【優れている・8点】【普通・6点】【やや劣る・4点】【非常に劣る・0点】とする。
(20点、30点の場合はそれぞれ2倍、3倍した点数とする。)

※2 施設の特性に応じ、任意に審査項目を設定(加除修正)することができるものとする。

リスク分担表

		責任事項		責任の分担		適用
発生区分	No.	項目	内容	教育委員会	指定管理者	
共通	1	法令等関係	法制度・認可等の新設・変更に関するもの (当該管理業務にのみ影響を及ぼすもの)	○		
	2		法制度・認可等の新設・変更に関するもの (上記以外のもの)		○	
	3	税制関連	指定管理業務に影響を及ぼす税制度の変更によるコスト変動	○		市税及び消費税を含む
	4		上記以外の税制変更によるコスト変動		○	
	5	不履行・怠慢・遅延	業務基準書あるいは協定書で求めるサービスのレベルあるいは成果が下がった場合		○	
	6		教育委員会の事由による業務基準の変更、債務の不履行	○		
	7		指定管理者の事業放棄、経営破綻によるもの		○	
	8	社会的責任	施設管理上の瑕疵による損害賠償		○	
	9		管理業務に対する市民対応、要望等に関するもの		○	
	10		管理業務における環境保全にかかるもの (騒音、振動、臭気、あるいは資源化等)		○	
	11	不可抗力	風水害、地震等による施設の損傷	○		
	12		第三者の故意による施設の損傷	○	○	損傷状況を協議
施設・設備維持管理	13	保守・点検	教育委員会の事由による保守点検の内容拡大にかかるもの	○		
	14		保守・点検の不備に起因する機器の不具合の改善		○	
	15	維持管理業務	管理者の責めによる施設維持管理上の事故・怪我の発生対応		○	
	16		上記以外による事故、怪我の発生対応	○		
	17		警備の不備による事故、盗難等		○	
	18	清掃業務	当該施設の駐車場における管理者の責による事故、怪我等の発生対応		○	
	19		利用者等の苦情		○	
	20		不十分な清掃による改善		○	
の機管材料等	21	機材等管理	教育委員会の事由による、機材・保守費の増加	○		
	22		点検・保守・管理上の不備による機材・備品の破損盗難等		○	付保任意
施設・事業運営	23	施設運営	利用料金の盗難・紛失等		○	
	24		備品等の貸し出し管理上の不備		○	
	25		管理者の責による施設利用不能		○	
	26		施設利用・貸し出し上の不備		○	
	27	事業運営	講座など業務不履行による損害		○	
	28		管理者が当初見込んだ事業に付随するその他収入の減額		○	
	29		販売手数料等		○	
	30		事業実施時の事故や怪我		○	
31	事業収入の管理		○			
変需動要	32	利用者数の変動	教育委員会の事情による利用者の減によるもの	○		
	33		上記以外の理由による利用者の減少による収入の減	○	○	
物価	34	物価の変動	指定管理業務に影響を及ぼす物価の急騰によるコストの増加	○	○	適用基準及び責任範囲を協議

※本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのない事項については、甲州市教育委員会と指定管理者が協議の上、定めることとする。